

◆回答者のみなさまへ◆

ご回答いただくアンケートの内容は下記の通りです。

こちらは見本用のアンケートであり、実際にはスマートフォンやタブレット、パソコンから web 上の回答フォーム (Google Forms) にアクセスし、ご回答いただきます。設問内容は変わりませんが、実際の画面上のデザインは異なります。

機関向け

「府中市ヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査」

【アンケートのご回答について】

- ① この調査に同意し、ご協力して下さる場合のみ、アンケートにご回答ください。アンケートへのご回答をもって、この調査に同意していただいたものと判断させていただきます。
- ② 調査期間は、9月25日(月)～10月22日(日)となります。
- ③ ご回答は、選択肢を選ぶ場合と、数字や具体的な内容をご入力いただく場合があります。設問文の注意書きに従ってご回答ください。
- ④ ご回答されたくない質問にはご回答なさらずに、次の質問に進んでください。
- ⑤ ご回答内容はすべて統計的に処理をしますので、あなたのご回答が特定されたり、外部に知られたりすることはありません。ご回答いただいた内容は、厳重に保管し、本調査研究や関連する調査研究事業、学術研究の目的以外には使用いたしませんので、安心してご回答ください。
- ⑥ このインターネット調査では、一時保存が出来ません。ご回答を途中で中断される場合は、保存されませんので、最後までご回答いただくか、改めて初めからご回答をお願いいたします。なお、ご回答は1人1回限りをお願いいたします。

※Googleアカウントにログイン状態でご回答された際は、一時保存が可能です。なお、その際にもお名前やメールアドレスなど、個人が特定されないようになっていますので、安心してご回答ください。

①基本情報について伺います。

1.あなたの性別についてお知らせください。(あてはまるもの1つにチェックしてください)

男性

女性

その他

2.あなたの年齢層についてお知らせください。(あてはまるもの1つにチェックしてください)

20代

30代

40代

50代

60代以上

3.ご回答される方の役職を教えてください。(あてはまるもの1つにチェックしてください)

園長・所長・施設長

副園長・副施設長

部長・所属長

次長・課長・係長・主幹・主査・主任

指導員

一般職員

その他(自由記述)

4.ご回答される方の主な職種を教えてください。(あてはまるもの1つにチェックしてください)

保育士

相談員

介護職員

事務職員

ケアマネジャー

ケースワーカー

民生・児童委員、主任児童委員

社会福祉士(SCW、SSW、MSW)

医師

保健師

助産師

看護師

臨床心理士・公認心理士

その他(自由記述)

5.ご回答される方の施設または所属区分を教えてください。(あてはまるもの1つにチェックしてください)

- 保育所
- 幼稚園
- その他保育施設
- 放課後等デイサービス
- 児童福祉施設
- 母子保健施設
- 民生児童委員協議会
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所
- 訪問介護事業所
- 訪問看護事業所
- 介護・高齢者福祉施設
- 計画相談事業所
- 障害者福祉施設
- 医療機関
- 保健所
- 市 母子保健部門
- 市 介護・高齢者相談部門
- 市 障害者相談部門
- 市 生活保護(生活困窮)等の担当部局
- 市 教育部門
- その他支援者団体等
- その他(自由記述)

②貴施設・貴所におけるヤングケアラーへの認識と対応について伺います。

6.貴施設・貴所ではヤングケアラーという言葉とその概念を認識していますか。(あてはまるもの1つにチェックしてください)

言葉やその概念を知らない⇒8へ

言葉は聞いたことがあるが、概念を具体的には知らない⇒8へ

言葉とその概念を認識しているが、施設・機関・事業所としては特別な対応をしていない⇒8へ

言葉とその概念を認識しており、施設・機関・事業所として意識して対応している⇒7へ

7.6で「言葉とその概念を認識しており、施設・機関・事業所として意識して対応している」と回答された方に伺います。ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していますか。(あてはまるもの1つにチェックしてください)

把握している⇒7-①へ

ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態は把握していない⇒8へ

該当する子どもはいない(これまでもいなかった)⇒8へ

7-①.「ヤングケアラー」と思われる子どもをどのように把握していますか。(あてはまるもの全てにチェックしてください)

アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている

特定のツールはないが、できるだけヤングケアラーの視点を持って検討・対応している

その他(自由記述)

【全員に伺います。下記のヤングケアラーの定義を踏まえて、下記の設問にお答えください。】

③ヤングケアラーについてお伺いします。

ヤングケアラーとは、一般的に「本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども」のことをいいます。このイラストは、子どもたちがしているケアのタイプを示しています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / Illustration : Izumi Shiga

8.ヤングケアラーの定義をみて、現在、または、過去に、貴施設・貴機関・貴事業所にヤングケアラーと思われる(可能性含めて)子どもはいますか。(あてはまるもの1つにチェックしてください)

いる(いた)⇒9へ

いない(いなかった)⇒11へ

わからない⇒11へ

9.8で「いる(いた)」と回答した方に伺います。ヤングケアラーと思われる子どもに対して、話を聴いたり、必要な情報提供や支援をするなど対応した経験はありますか。

ある⇒11へ

ない⇒11へ

わからない⇒10へ

10.8でヤングケアラーと思われる(可能性含めて)子どもがいるか「わからない」と回答された方に伺います。その理由を教えてください。(あてはまるもの全てにチェックしてください)

- 貴施設・貴機関・貴事業所において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
- 虐待や不登校やいじめに比べ緊急度が高くないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる
- 家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい
- ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を意識していない

④ ヤングケアラー支援に関するご意見をお伺いします。

11.ヤングケアラーを支援するために必要だと思うことはどのようなことですか。(あてはまるもの全てにチェックしてください)

- 子ども自身がヤングケアラーについて知ること
- 大人がヤングケアラーについて知ること
- 学校にヤングケアラーが何人いるか把握すること
- SSW(スクールソーシャルワーカー)やSC(スクールカウンセラー)などの専門職の配置が充実すること
- 子どもが大人に相談しやすい関係をつくること
- ヤングケアラーについて検討する組織を職場内につくること
- 学校や福祉・医療等の関連機関にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること
- 学校や福祉・医療等の関連機関がヤングケアラーの支援について相談できる機関があること
- ヤングケアラーを支援する民間団体が増えること
- 18歳以降も支援が継続して行えること
- 学校と福祉・医療等の連携を進めること⇒11-①へ
- その他(自由記述)
- 特になし

11-①.「学校と福祉・医療等の連携を進めること」と回答された方に伺います。差し支えない範囲で結構ですので、具体的にどのような学校と福祉・医療等の連携が進められる必要があるか、ご意見をお聞かせください。(自由記述)

12.ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うことや、このアンケートに関する感想をご入力ください。府中市に求める支援、悩み、要望など、自由にご意見をお書きください。(自由記述)

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

府中市・一般社団法人ケアラーワークス